

○総務省告示第三百九十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の八の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二十六号（外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十一日

総務大臣 新藤 義孝

別表第一号に次のように加える。

11 イソドネ シア共和国	Amateur Extra Class	第一級アマチュア無線技士	第一級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
	Advanced Class	第三級アマチュア無線技士	第三級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
	General Class	第四級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
	Novice Class		

○平成五年郵政省告示第二百二十六号（外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行うおとする場合の条件を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表
 （下線部分が変更箇所）

改正後

現行

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十条の八及び第三十四条の九の規定に基づき、外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行うおとする場合の条件を次のように定める。

- 一 外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格及び当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の範囲は別表第一号のとおりとする。（以下略）

二以降 略

別表第一号

国名	外国の相当する資格	日本のアマチュア局に係る無線従事者の資格	外国の相当する資格で操作できる範囲
(略)	(略)	(略)	(略)
II インドネシア共和国	Amateur Extra Class	第一級アマチュア無線技士	第一級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
国	Advanced Class	第三級アマチュア	第三級アマチュア

(同上)

別表第一号

国名	外国の相当する資格	日本のアマチュア局に係る無線従事者の資格	外国の相当する資格で操作できる範囲
(略)	(略)	(略)	(略)

		無線技士	無線技士の操作の 範囲に属する操作
	<u>General Class</u>	第四級アマチュア 無線技士	第四級アマチュア 無線技士の操作の 範囲に属する操作
	<u>Novice Class</u>	無線技士	無線技士の操作の 範囲に属する操作